

## 1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

### 様相

南海トラフ地震や中央構造線活断層帯を震源とする直下型地震が発生し、県下は全域で強い揺れに見舞われた。その直後には、沿岸部や吉野川、那賀川流域等では液状化が発生した。このため、耐震化が不十分な住宅やビル、電柱や信号機なども倒壊し、その一部が道路を塞いだ。また、火災が各所で発生したが、道路の通行止めや断水の影響で消火が十分にできず、延焼が拡大し、多くの死傷者が発生した。

### 現在の取組

行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設等の耐震化の推進</li> <li>交通安全施設の点検整備・長寿命化</li> <li>防災・減災のための普及啓発活動の推進</li> <li>火災予防、危険物事故防止対策等の推進</li> <li>学校における防災教育の推進</li> <li>自主防災組織の充実強化</li> </ul>
住環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭での火災防止、家具類の転倒防止対策の推進</li> <li>住宅等の耐震化についての普及啓発、各種支援制度等による耐震化の促進</li> <li>公営住宅の耐震化の推進</li> <li>建築物の耐震化・不燃化・飛散防止等の安全対策の促進</li> <li>大規模盛土造成地の耐震化推進</li> </ul>
保健医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健医療・福祉関連施設の耐震化の促進</li> <li>保健医療・福祉関連施設へのスプリンクラーの設置</li> </ul>
産業	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業の防災力向上のための啓発の推進</li> <li>企業の地震対策への融資制度の活用</li> <li>企業の火災防止、家具類の転倒防止対策の推進</li> <li>建築物の耐震化・不燃化・飛散防止等の安全対策の促進</li> </ul>
国土保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急輸送道路等の無電柱化を推進</li> <li>緊急輸送道路等の橋梁耐震化を推進</li> </ul>

### 脆弱性の評価結果

学校施設の耐震化率は、財政支援措置の拡充等により向上が見られるが、更なる耐震化の促進に加え、避難所として機能するための施設設備等が必要である。
沿線・沿道の建物倒壊による被害の回避や、避難路確保の観点から、市町村をはじめとした関係機関と連携した取り組みを推進する必要がある。
住宅・建築物等の耐震化率は、支援制度の充実を図ること等により一定の進捗がみられるが、私有財産である建築物の耐震化を行うか否かは、最終的に所有者の自発的意志により決められることから、関係機関との連携の下、個々のニーズに的確に対応したきめ細やかな対応が必要である。
大規模盛土造成地の有無を調査した上で、対象地があった場合は大規模盛土造成地マップを公表し、住民に情報提供をする必要がある。
社会福祉施設は、地震災害や火災が発生したときに自ら避難することが困難な方が多く利用する施設であり、施設の耐震化やスプリンクラーの設置により、安全性を確保して、安心して暮らすことができる環境づくりを進める必要がある。
災害拠点病院の耐震化及び防災用設備等の整備を進める必要がある。
県内中小企業の地震防災対策の設備投資を促進し、あわせて企業と地域の連携による地域全体の防災力の強化を図ることを目的として、耐震改修や耐震診断に要する経費を対象とした中小企業向け融資制度を創設しており、今後も引き続き、企業の地震対策の取組みを支援する必要がある。
交通施設の倒壊を避けるため、これらの耐震化・長寿命化を推進するとともに、点検整備を徹底する必要がある。

### 重要業績指標

<ul style="list-style-type: none"> <li>学校施設の耐震化率 公立高等学校85%(H25)</li> <li>公立小中学校97%(H25)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>県営住宅の耐震化推進 92%(H25末)</li> <li>社会福祉施設の耐震化率 86%(H25)</li> <li>民間建築物等の耐震化促進(補助制度創設) 10市町村(H25末)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模盛土造成地の有無等の公表率 0%(H25)</li> <li>木造住宅の耐震化率 約72%(H20)</li> </ul>

## 1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

### 様相

南海トラフ地震や中央構造線活断層帯を震源とする直下型地震が発生し、県下は全域で強い揺れに見舞われた。耐震化が不十分な病院、店舗、旅館等の不特定多数の方が利用する建築物や学校、老人ホーム等の避難に配慮を必要とする方が利用する建築物が倒壊し、火災も発生した。また、倒壊を免れた建築物の中には、非構造部材の落下や棚等が転倒した。これらによって多くの死傷者が発生した。

### 現在の取組

行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設等の耐震化の推進</li> <li>情報伝達手段の確保</li> <li>防災・減災のための普及啓発活動の推進</li> <li>火災予防、危険物事故防止対策等の推進</li> <li>学校における防災教育の推進</li> <li>自主防災組織の充実強化</li> <li>常備消防力の強化</li> </ul>
住環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物の耐震化・飛散防止等の安全対策の促進</li> <li>避難場所及び避難所の整備</li> <li>指定緊急避難場所・指定避難所の指定・周知</li> </ul>
保健医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健医療・福祉関連施設の耐震化の促進</li> <li>保健医療・福祉関連施設へのスプリンクラーの設置</li> <li>社会福祉施設の防災訓練の実施促進</li> <li>被害想定に基づく社会福祉施設の避難計画の見直し促進</li> </ul>
産業	<ul style="list-style-type: none"> <li>LPガス放出防止装置の設置の促進</li> <li>企業の防災力向上のための啓発の推進</li> <li>企業の地震対策への融資制度の活用</li> </ul>
国土保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定活断層調査区域の指定</li> </ul>

### 脆弱性の評価結果

<p>学校施設の耐震化率は、財政支援措置の拡充等により向上が見られるが、更なる耐震化の促進に加え、避難所として機能するための施設設備等が必要である。(再掲)</p>
<p>過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、警察、消防等の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図る必要がある。(再掲)</p>
<p>震災による火災の発生、延焼を抑えるため、家庭内での火災報知器、消火器、漏電遮断機等について、設置率の向上を図るとともに、常備消防の体制強化、消防団員の確保対策を促進する必要がある。(再掲)</p>
<p>住宅・建築物等の耐震化率は、支援制度の充実を図ること等により一定の進捗がみられるが、私有財産である建築物の耐震化を行うか否かは、最終的に所有者の自発的意志により決められることから、関係機関との連携の下、個々のニーズに的確に対応したきめ細やかな対応が必要である。(再掲)</p>
<p>社会福祉施設は、地震災害や火災が発生したときに自ら避難することが困難な方が多く利用する施設であり、施設の耐震化やスプリンクラーの設置により、安全性を確保して、安心して暮らすことができる環境づくりを進める必要がある。(再掲)</p>
<p>災害拠点病院の耐震化及び防災用設備等の整備を進める必要がある。(再掲)</p>
<p>県内中小企業の地震防災対策の設備投資を促進し、あわせて企業と地域の連携による地域全体の防災力の強化を図ることを目的として、耐震改修や耐震診断に要する経費を対象とした中小企業向け融資制度を創設しており、今後も引き続き、企業の地震対策の取組みを支援する必要がある。(再掲)</p>

### 重要業績指標

- 学校施設の耐震化率  
公立高等学校85%(H25)  
公立小中学校97%(H25)
- 社会福祉施設の耐震化率  
86%(H25)
- 民間建築物等の耐震化促進(補助制度創設)  
10市町村(H25末)
- 災害拠点病院及び救命救急センターの耐震化率  
約73%(H25)

### 1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生

#### 様相

南海トラフ地震が発生後、沿岸部には大津波が襲来し、河川を遡上した。地震による強い揺れで海岸や河川の堤防が損壊したため、津波は内陸部まで到達し、広い範囲で甚大な被害が発生した。地震や液状化により主要幹線道路が寸断され、また、停電により信号機が消えたことにより、一斉に渋滞が発生し、車による素早い避難ができず、大混乱となった。逃げ遅れた住民に多くの死傷者が発生した。

#### 現在の取組

行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>津波浸水想定公表</li> <li>市町の「津波避難計画」見直しの促進</li> <li>津波情報伝達体制の強化</li> <li>学校における防災教育の推進</li> <li>災害ボランティア活動の促進・災害ボランティアコーディネーターの養成</li> <li>津波避難訓練等の充実・強化</li> </ul>
住環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>津波避難場所の整備</li> <li>避難行動の妨げとなる住宅・建築物の倒壊防止・家具類の転倒防止対策の推進</li> <li>津波一時避難所となる公共施設及び津波避難ビルの機能強化</li> </ul>
保健医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難行動要支援者名簿の作成・共有の促進</li> <li>在宅要援護者の避難支援体制づくりの促進</li> <li>災害時要援護者に対する情報伝達手段の充実</li> </ul>
産業	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業と自主防災組織等地域の連携強化の推進</li> <li>企業の防災力向上のための啓発の推進</li> <li>率先避難企業の促進</li> </ul>
国土保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>海岸堤防・河川堤防等の整備を推進</li> <li>鉄道高架事業の推進</li> <li>避難路、避難場所の整備及び一次避難場所の機能強化の促進</li> <li>水門、樋門等の機能強化・操作性の向上等による減災対策の推進</li> </ul>

#### 脆弱性の評価結果

津波に対する避難路や避難場所については、住民自ら行うマイ避難路をはじめ、がけ崩れ対策等の公共事業や高速道路の法面を活用した避難路・避難場所、津波避難タワーの整備をすすめるとともに、速やかな避難行動に役立つ海拔表示シートの設置や津波避難ビルの指定も積極的に行っているところであり、今後も引き続き、津波避難困難地の解消に向け取り組む必要がある。
津波からの即避難率100%を目指し県民の意識啓発を促進するとともに、防災士や災害ボランティアコーディネーターなどの人材の育成、自主防災組織の充実強化等を図るなど総合的なソフト対策を促進する必要がある。
「災害時要援護者対策」を効果的に進めるため、各市町村において避難行動要支援者名簿の作成が進められており、今後、さらに名簿の作成と地域との共有及び避難行動要支援者の個別計画策定の取り組みを一層促進する必要がある。なお、全体計画は策定済み。
徳島県商工3団体青年部が主体となり、東日本大震災の教訓を活かし、従業員が率先して逃げることで周辺住民の避難を促す「率先避難企業」の取り組みを実施し、賛同企業は既に100社にのぼっており、企業と周辺住民が一体となった防災対策に取り組む必要がある。
海岸堤防や河川堤防等の整備・耐震化について、計画的かつ着実に進める必要がある。また、水門・樋門等の自動化、陸閘の統廃合・常時閉鎖を推進し防災能力の強化と操作員の安全を確保し、閉鎖作業訓練により能力の向上を図る必要がある。
鉄道による地域分断を解消し、津波からの避難を確実にを行うため、避難路や救援路、高架施設を活用した一時避難所などの機能確保が図れる鉄道高架事業を推進する必要がある。

#### 重要業績指標

津波避難困難地域解消のための計画を策定した市町村数又は津波避難計画策定市町村数
避難行動要支援者名簿作成市町村数 0市町村(H25)
企業の事業継続計画(BCP)策定数 47事業所(H25)
海岸・河川堤防等の地震・津波対策の推進 8箇所(H25)
水門・樋門等の自動化・閉鎖率 38%(H25)

## 1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

### 様相

大型化する台風の来襲等により、長時間の激しい降雨に見舞われたことにより、河川の水位が急激に増し、堤防の越水もしくは決壊が起こる。県西部の吉野川の各支川は天井川を形成しており、吉野川下流の各支川は本川水位の影響を受けて常時冠水状態となる。また、県南部の河川はしばしば局地的な集中豪雨に遭うなど、県内の広い地域で甚大な浸水被害を受ける。

### 現在の取組

### 脆弱性の評価結果

### 重要業績指標

行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>救出救助訓練等の災害警備訓練の推進</li> <li>他自治体との協定締結</li> </ul>
住環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難場所・避難所の整備</li> <li>指定緊急避難場所・指定避難所の指定・周知</li> </ul>
保健医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>防疫用消毒液の各保健所への配備</li> </ul>
産業	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業の事業継続計画（BCP）の策定の促進</li> <li>企業の防災力向上のための啓発の推進</li> <li>各種商工団体を通じての防災情報の提供</li> </ul>
国土保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業用ため池の整備の推進</li> <li>直轄管理河川における改修の促進</li> <li>洪水被害から県民を守る予防的な治水事業を推進</li> <li>下水道による都市浸水対策を推進</li> <li>ため池ハザードマップの作成</li> <li>「陸こうの廃止及び常時閉鎖」の推進</li> <li>水門・陸閘等の閉鎖作業の向上を推進</li> <li>洪水ハザードマップの作成を推進</li> </ul>

<p>関係市町において、浸水（洪水、内水）ハザードマップの作成を促進する必要がある。また、浸水想定区域を視覚的にわかりやすい地図情報として、インターネット上に公開することで、日頃から避難場所や避難経路などの確認できる環境を実現し、県民の防災意識向上を図っているところであるが、住民への防災情報の提供及び充実、防災啓発や避難訓練等ソフト対策を推進する必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>洪水ハザードマップの作成率 91%（H25）</li> <li>重点整備河川の整備率 67%（H25）</li> </ul>
<p>大規模水害による被害を最小限にするため、河道掘削や築堤、排水施設、洪水調節施設の機能強化など、直轄管理河川の整備を促進する必要がある。また、県管理の重点整備河川の整備率が67%（H25末）のため、引き続き整備を推進する必要がある。</p>	
<p>大規模水害における堤防の決壊や水門・樋門等の作動不良による被害等を未然に防ぐべく、堤防をはじめとする河川管理施設の状況を把握する河川カルテを早急に策定する必要がある。</p>	

1-5

## 大規模な土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり、県土の脆弱性が高まる事態

様相

大型化する台風の来襲や激化する梅雨前線等により、集中豪雨が数日間続き、がけ崩れ、地すべり、土石流などの土砂災害が県内各地で多発し、避難の遅れた多数の住民が犠牲になった。さらに、大規模な深層崩壊も発生し、多くの住宅が消滅するとともに、多量の土砂が河川に流入し、一時的に土砂ダムを形成・決壊したことで、上下流の集落に甚大な被害が発生した。これらの影響で不安定な多量の土砂が山腹や河川内に堆積し、土砂災害や洪水の発生しやすい状態が長期間にわたり継続した。

### 現在の取組

### 脆弱性の評価結果

### 重要業績指標

行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>県民の防災意識啓発のための情報発信活動の推進</li> <li>救出救助訓練等の災害警備訓練の推進</li> <li>土砂災害ハザードマップの作成・周知</li> </ul>
住環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難場所・避難所の整備</li> <li>指定緊急避難場所・指定避難所の指定・周知</li> </ul>
保健医療	
産業	<ul style="list-style-type: none"> <li>「森林境界の明確化の推進」</li> </ul>
国土保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>治山事業、地すべりの推進</li> <li>土地改良施設の耐震化の推進</li> <li>土砂災害対策の推進</li> <li>徳島県豊かな森林を守る条例に基づく森林保全管理の推進</li> <li>ため池の点検・診断の実施</li> <li>農業用ため池の整備の推進</li> <li>ため池ハザードマップの作成</li> <li>土砂災害に関する防災意識の啓発</li> <li>河道閉塞等の大規模土砂災害に対する訓練の実施</li> </ul>

<p>国と連携し、砂防・治山・地すべり対策・急傾斜地崩壊対策事業等のハード対策を推進し、地震等による土砂災害の発生、被害を最小限に抑さえる必要がある。特に災害時要援護者関連施設に対する対策を促進する必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害から保全される災害時要援護者関連施設及び避難所の施設数 269施設</li> <li>土砂災害に係る基礎調査の実施率 33%(H25)</li> <li>公有林化面積の拡大 19百ha(H25)</li> <li>森林境界明確化面積 139百ha(H25)</li> <li>「林業版」直接支払制度を活用した森林整備面積 155百ha(H25)</li> <li>ため池ハザードマップの作成 17池(H25)</li> </ul>
<p>平成26年8月豪雨による広島市の土砂災害を契機として、土砂法による警戒区域の指定に向けた基礎調査の早期完了を目指すとともに、基礎調査結果の公表や土砂災害警戒情報等の適時・適切な発令により、土砂災害の危険性の周知を強化する必要がある。さらに、住民への啓発、避難訓練等を併せたソフト対策全般を強化し、災害対応能力の向上を図る必要がある。</p>	
<p>南海トラフ巨大地震や集中豪雨により深層崩壊や地すべりが発生し、天然ダム等が形成された場合、湛水や天然ダムの決壊による二次災害の発生のおそれがあることから、国が整備している観測網からの情報を速やかに入手し、住民へ避難情報が出せるよう体制づくりを行うとともに関係機関が連携をした訓練を実施し、災害対応能力の向上を図る必要がある。</p>	
<p>森林の荒廃により森林の国土保全機能(土砂災害防止・洪水緩和)が損なわれ、巨大地震や地球温暖化に伴う集中豪雨により山地災害リスクの高まりが懸念されることから、適切な間伐等の森林整備や治山対策・砂防対策・地すべり防止対策等を推進するとともに、警戒避難体制整備等のソフト対策を組み合わせる必要がある。また、地域コミュニティと連携した森林の整備・保全活動を促進する必要がある。</p>	
<p>老朽ため池の決壊による被害を未然に防止するため、ため池の点検・診断を実施し、補強の必要なため池については、順次整備を行う必要がある。また、ため池の整備には時間を要することから、決壊すると多大な影響を与えるため池については、「ため池ハザードマップ」を作成・公表しソフト対策を実施しているところであるが、作成・公表を促進するとともに、避難訓練を実施する必要がある。</p>	

## 1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

### 様相

南海トラフ地震が発生し、県下全域が震度6弱以上の強い揺れに見舞われたことによる通信手段の断絶や、超大型台風来襲時の避難指示等の遅れなどにより、住民の避難行動の開始が遅れ、多数の死傷者が発生する。

### 現在の取組

行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プローブ情報を活用した道路情報提供等</li> <li>・地震・津波避難情報等伝達体制の整備推進</li> <li>・緊急交通路等の指定及び確保</li> <li>・県民の防災意識啓発のための情報発信活動の推進</li> <li>・防災訓練の実施</li> </ul>
住環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「自分の命は自分で守る」県民運動の推進</li> </ul>
保健医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者等への情報・意思疎通支援用具の給付</li> <li>・災害時障がい者支援のためのハンドブックの作成</li> <li>・災害時要援護者に対する情報伝達手段の充実</li> <li>・避難行動要支援者名簿の作成・共有の促進</li> <li>・災害時障がい者支援研修の実施</li> </ul>
産業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・率先避難企業の推進</li> <li>・企業の防災力向上のための啓発の推進</li> <li>・設備復旧、仮措置訓練の実施</li> <li>・設備自体の強化、建物および鉄塔の耐震補強</li> <li>・通信サービスの早期復旧に向けた資機材等の整備</li> <li>・災害対応マニュアルの策定</li> </ul>
国土保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山地防災ヘルパーの活用による情報収集</li> <li>・GPS波浪計の整備の推進</li> <li>・GPS波浪計の観測データ提供の推進</li> </ul>

### 脆弱性の評価結果

<p>緊急交通路の指定等に関する交通規制情報を周知し、迅速かつ効果的な避難行動を誘導するため、交通情報板の整備、交通情報提供に関する関係機関との連携を図る必要がある。</p>
<p>災害時情報通信ネットワークのデジタル化や多重化が進められるとともに、公共施設等における公衆無線LANの整備やJ-ALERTの普及、すだちくんメールやエリアメールの活用など情報伝達方法の強化が図られているところであるが、さらなる取り組みが必要である。</p>
<p>障がいのため意思疎通に支援が必要な方々に必要な支援を行うため、情報・意思疎通支援用具の支援を行うなど、引き続き制度の適正な執行を図るとともに、平素から個々の障がい特性に対する理解と認識を深め、いざという時に適切に対応できるようにするため、災害時障がい者を支援するための「ハンドブック」の周知や「研修」を実施していく必要がある。</p>
<p>「災害時要援護者対策」を効果的に進めるため、各市町村において避難行動要支援者名簿の作成が進められており、今後、さらに名簿の作成と地域との共有及び避難行動要支援者の個別計画策定の取り組みを一層促進する必要がある。なお、全体計画は策定済み。(再掲)</p>
<p>徳島県商工3団体青年部が主体となり、東日本大震災の教訓を活かし、従業員が率先して逃げることで周辺住民の避難を促す「率先避難企業」の取り組みを実施し、賛同企業は既に100社にのぼっており、企業と周辺住民が一体となった防災対策に取り組む必要がある。(再掲)</p>

### 重要業績指標

・緊急地震速報受信端末等の県有施設への整備率

## 1-7 多数の災害関連死の発生

### 様相

南海トラフ地震の発生による電源喪失等により、病院入院中の患者はもとより、在宅医療を受けている継続治療が必要な患者が治療を受けられない事態（人工呼吸器、人工透析等）が起り、多数の死者が発生する。さらに、長期に渡る避難所や仮設住宅の生活により、肺炎や慢性疾患による死亡、さらにはPTSD（心的外傷後ストレス障害）による自殺者が発生する。

### 現在の取組

行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・メディカルコントロール体制の充実</li> <li>・広域的な連携強化</li> <li>・県・市町村の災害時相互応援協定締結</li> <li>・避難所運営訓練の実施</li> </ul>
住環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所となる公共施設等の機能強化の推進</li> <li>・応急仮設住宅建設の適地選定や建設及び運用に係るマニュアルの策定等事前準備の推進</li> <li>・県産材を活用した「快適な避難所・仮設住宅」の提供</li> <li>・旅館、ホテル等の民間宿泊施設団体との協力・連携強化</li> <li>・避難所に備蓄品・資機材の配備</li> </ul>
保健医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時備蓄品・資機材等の整備</li> <li>・福祉避難所指定の促進</li> <li>・DPAT（災害医療精神医療チーム）の創設</li> <li>・DMAT（災害派遣医療チーム）の人材の育成</li> <li>・避難所運営体制づくりの促進</li> <li>・女性の視点に配慮した避難所運営の検討</li> <li>・被災児童保育ボランティアの養成</li> </ul>
産業	
国土保全	

### 脆弱性の評価結果

<p>各市町村において、福祉避難所の指定は進んできているが、取り組みを一層促進するとともに、装備資機材の充実、各種訓練等による災害対応能力を向上させる必要がある。</p>
<p>広域のかつ大規模な災害の場合、多くの被災者が避難所等に避難することになるため、PTSD（心的外傷後ストレス障害）を含む精神的不調に対する予防策を長期的に講じる必要があることから、DPATを創設することとしており、今後、平時から関係機関が連携し、訓練等を行う必要がある。</p>
<p>東日本大震災における「発達障がい者」の避難所生活に対する課題を受けて、平成25年度に「発達障がい者」向けの「防災ハンドブック」を作成した。今後は、この「防災ハンドブック」を活用し、当事者および家族や関係機関に研修会等を通して、災害に対する意識を高めるとともに、市町村や関係機関等における発達障がい者への支援体制の整備の必要性について周知していくこととしている。</p>
<p>県においては、平成26年1月に「徳島県災害時要援護者支援対策マニュアル」を改訂したところであるが、今後、市町村において、子供や女性の視点を考慮した「避難所運営マニュアル」を作成・改定し、避難所における良好な生活環境に配慮した避難所運営体制づくりを進める必要がある。</p>

### 重要業績指標

<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉避難所の指定数 106箇所（H25）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・DPAT（災害医療精神医療チーム）の育成数 0チーム（H25）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・DMAT（災害派遣医療チーム）の育成数 21チーム（H25）</li> </ul>

## 2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

### 様相

南海トラフ地震が発生。その被害は関東から九州の広い範囲に及んだ。本州四国連絡道路など高速道路は被害が少なかったため、いち早く通行が確保されたが、県内の緊急輸送道路については、津波や土砂崩れにより至る所で通行不能となり、被災地への輸送は困難な状態が続いた。また、港湾についても、航路の啓開作業や港湾までの道路啓開に時間を要し、食料や飲料水の搬送が困難な状況が続いた。県外からの救援物資は、カウンターパートを結んでいる鳥取県からは被災直後から供給が開始されたが、あまりにも被害が広域なため物資の供給が長期停止した。

### 現在の取組

行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他都道府県との相互連携の強化</li> <li>・全国の地域ブロック間における広域応援体制の構築</li> <li>・家庭や地域における備蓄の啓発・促進</li> <li>・救援物資等の備蓄・輸送体制の確立</li> <li>・市町村における受援体制整備の促進</li> </ul>
住環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水道施設の耐震化の促進</li> <li>・水道未普及地の整備促進</li> <li>・津波一時避難場所等における物資備蓄の促進</li> <li>・水道応急対策の推進</li> </ul>
保健医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時介護福祉コーディネーターによる介護福祉分野での物資供給の調整</li> <li>・県及び社会福祉6団体間での相互応援協定に基づく施設間での物資援助</li> </ul>
産業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各企業による支援可能情報等を集約化したデータベースの構築</li> <li>・企業と自主防災組織等地域の連携強化の推進</li> <li>・救援物資等の輸送体制の確立(物資輸送に係る民間事業者等との連携の検討)</li> <li>・生活必需品等の確保・搬送に係る訓練の実施</li> </ul>
国土保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急輸送路を補完する農林道の整備の推進</li> <li>・緊急輸送路となる高規格道路の整備促進</li> <li>・緊急輸送道路等の橋梁耐震化を推進</li> <li>・耐震強化岸壁(港湾)の整備を推進</li> <li>・広域的な高速道路ネットワークの機能強化</li> <li>・都市公園における防災拠点機能の強化</li> </ul>

### 脆弱性の評価結果

<p>大規模災害時に備え、他都道府県との相互応援協定締結や、家庭等における備蓄を推進しているところであるが、救援物資等の備蓄・輸送体制を確立し、受援体制についても整備を推進していく必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要給水施設管路の耐震化率</li> <li>・緊急輸送路を補完する農林道の整備延長17km(H25)</li> <li>・緊急輸送道路等の橋梁耐震化率78%(H25)</li> <li>・耐震強化岸壁(港湾)の供用バース数4バース(H25)</li> </ul>
<p>水道施設の耐震化や水道未普及地の整備促進などを着実に推進し、また災害時の応急給水や復旧活動のための計画の策定を促進しているところであるが、今後さらに地下水や再生水など多様な水源利用の検討を進める必要がある。</p>	
<p>災害時介護福祉コーディネーターによる物資供給のスムーズな調整を行うため、より実践的な訓練や研修を実施する必要がある。</p>	
<p>民間物流施設の活用、関係者による協議会の開催、協定の締結、BCPの策定等により、自治体、国、民間事業者等が連携した物資調達・供給体制を構築するとともに、官民の関係者が参画する支援物資輸送訓練を実施し、迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高めていく必要がある。</p>	
<p>大規模災害時の円滑な企業間支援の実現に向け、徳島県商工3団体青年部が主体となり、災害時において、企業が支援可能な情報を予め登録するWebサイト「とくしま災害支援パートナーズ」を立ち上げ、現在、登録企業の拡大に取り組んでいる。現在の登録企業:86企業</p>	
<p>高規格道路のミッシングリンクの早期解消や機能強化、緊急輸送道路等の耐震化、重要な交通施設を守るための治水・治山、砂防、海岸等対策、港湾施設の耐震・耐波性能強化を着実に推進する必要がある。また、複数の輸送ルートの確保を図るため、緊急輸送路を補完する農林道の整備を推進する必要がある。</p>	
<p>緊急物資の確実な供給体制を構築するため、公園における物資の集積拠点としての機能を強化する必要がある。</p>	



## 2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落の同時発生

**様相** 南海トラフ巨大地震やスーパー台風等の集中豪雨により、同時多発的に山間部の道路斜面が崩壊、橋梁も落橋し、多数の孤立集落が発生した。このため、救出や救援物資の搬送は、ヘリコプターによる空輸のみとなった。また、道路の復旧に時間を要し、このため電気や水道、電話などライフラインの復旧工事も長期化し、孤立の解消や元の生活を取りもどすには長い時間を要した。

### 現在の取組

行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県有施設におけるヘリサインの整備</li> <li>・ 「臨時ヘリポート」の整備促進</li> <li>・ 民間ヘリコプター事業者との連携強化</li> <li>・ 消防防災ヘリコプター等の運行体制の充実強化</li> <li>・ 災害派遣隊の運用</li> <li>・ 各種団体と災害発生時の支援協定締結を推進</li> </ul>
住環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 孤立化集落における通信手段の確保の促進</li> <li>・ 避難所となる公共施設等の機能強化の推進</li> </ul>
保健医療	
産業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 救援物資等の輸送体制の確立(物資輸送に係る民間事業者等との連携の検討)</li> </ul>
国土保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急輸送路を補完する農林道の整備の推進</li> <li>・ 緊急輸送路となる高規格道路の整備促進</li> <li>・ 緊急輸送道路等の橋梁耐震化を推進</li> <li>・ 緊急輸送道路の斜面对策を推進</li> <li>・ 緊急輸送道路等の無電柱化を推進</li> <li>・ 津波迂回ルート of 整備推進</li> <li>・ 広域的な高速道路ネットワークの機能強化</li> </ul>

### 脆弱性の評価結果

<p>道路の寸断による孤立化に備え、空からの救助・救出や物資の輸送を行う消防防災ヘリコプターをはじめ、関係機関のヘリコプターの装備、設備等の充実を図り、運航体制を強化するとともに、迅速かつ円滑に災害応急対策を実施できるよう、ヘリポートの整備を促進するとともに県立学校等県有施設の屋上にヘリサインを整備する必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 臨時ヘリポートの整備数 9箇所(H24~H25)</li> <li>・ 緊急輸送路を補完する農林道の整備延長 17km(H25)</li> </ul>
<p>孤立化集落発生時に外部との通信手段を確保するための資機材の整備や避難所の機能強化を促進しているところであるが、進捗途上にあるためさらに推進するとともに、継続的に通信訓練を実施する必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急輸送道路等の橋梁耐震化率 78%(H25)</li> </ul>
<p>孤立集落の発生を防止するため、生命線道路の整備を進めるとともに、緊急輸送道路等の橋梁の耐震化、斜面对策及び重要な交通施設を守るための治水・治山、砂防、地すべり、海岸等対策を着実に推進する必要がある。また、複数の輸送ルートの確保を図るため、緊急輸送路を補完する農林道の整備を推進する必要がある。さらに、早期復旧のため、関係機関や関係団体が連携して対応策を検討するとともに、訓練を実施する必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急輸送道路等の斜面对策の整備済箇所数 138箇所(H25)</li> <li>・ 生命線道路の強化率 47%(H25)</li> </ul>

### 重要業績指標

## 2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

**様相** 南海トラフ地震が発生し、本県では、沿岸部に近い自衛隊、警察、消防、海保等の施設は、津波により、人的被害は免れたものの、車両や資機材の一部に被害が出た。救助・救急活動については、他県から応援が駆けつけたものの、被害が県下全域に及ぶことから、その人員や資機材が絶対的に不足するとともに、倒壊又は流出した住宅や津波堆積物等の影響、道路の通行止めなどにより思うように進まないという事態が発生した。

### 現在の取組

行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災拠点となる施設等の機能強化</li> <li>・自主防災組織が活用する資機材等の整備促進</li> <li>・「徳島県地域防災計画」の見直し</li> <li>・他都道府県との相互連携の強化</li> <li>・緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画による応援</li> <li>・防災訓練の実施</li> <li>・多数遺体対応訓練の実施</li> </ul>
住環境	
保健医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種講習会・研修会の開催による普及啓発及び人材育成</li> <li>・民間企業と救護活動や事業継続に必要な物資の提供を受けるための災害時支援協定の締結</li> <li>・関係機関と災害時の相互協力に関する協定の締結</li> </ul>
産業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・復旧支援活動に係る団体との連携・協力体制の構築</li> <li>・船舶による輸送等災害応急対策に関する協定の締結</li> </ul>
国土保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市公園における防災拠点機能の強化</li> </ul>

### 脆弱性の評価結果

<p>警察、消防等の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図るとともに、防災拠点となる警察関係施設の耐震化、情報通信機能の耐災害性の強化・高度化を着実に推進する必要がある。</p>	<p><b>重要業績指標</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県警本部及び警察署の耐震化率 70%(H25)</li> <li>・西部健康防災公園(仮称)の整備 基本構想策定(H26)</li> </ul>
<p>地域防災計画など災害対応に必要な事項について見直し、他都道府県との連携強化を図り、合同訓練等を実施しているところであるが、必要に応じさらに見直しを行い、訓練の習熟度を高めていく必要がある。</p>	
<p>消防団員の確保促進や自主防災組織の充実・強化に努めているところであるが、さらに災害対応力強化のための人材育成、装備資機材等の充実・強化を推進する必要がある。</p>	
<p>警察、医師会、歯科医師会による連絡協議会等で多数遺体への対応(身元確認等)体制が構築されつつあるが、訓練等により強化を図っていく必要がある。</p>	
<p>自衛隊、警察、消防などの広域応援部隊の円滑な活動を支援するため、公園における広域活動拠点としての機能を強化する必要がある。</p>	

## 2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

### 様相

臨海部にある火力発電所が、南海トラフ地震・津波により被害を受けたため、稼働不能に陥り、送電線も広範囲で断線した。このため、電力供給が長期にわたり途絶することとなった。また、ガソリンや軽油等については、広域的な道路の通行止めや港湾施設、石油備蓄施設の損壊などの影響で、県下への供給が長期にわたり途絶した。救急病院の自家発電装置や救助・救急活動に必要な車両等の燃料の備蓄は数日分しかなかったため、助かる命が助からない事態が発生した。

### 現在の取組

行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 車両用燃料備蓄タンクの整備</li> <li>・ 防災拠点となる庁舎の自家発電装置の整備</li> </ul>
住環境	
保健医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災拠点や避難所等に太陽光パネルや蓄電池を設置し、停電時でも医療活動等に必要な電力を確保する</li> <li>・ (災害拠点病院) ライフラインの確保 (自家発電、高架水槽など)</li> <li>・ ライフライン事業者 (石油協会、ガス協会など) と協定締結</li> </ul>
産業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災計画、事業継続計画の策定</li> <li>・ 災害時の相互協力に向けた協定の締結</li> <li>・ 防災訓練及び関係機関との連携強化</li> <li>・ 防災関連情報・知見等の収集</li> <li>・ 施設の耐震性の向上及び供給停止防止対策の実施</li> </ul>
国土保全	

### 脆弱性の評価結果

<p>避難所等への太陽光パネル等の設置については、国のグリーンニューディール基金を財源に、積極的に事業推進を図っているところであり、引き続き、当該制度を有効に活用して整備を促進する必要がある。(環境省の平成27年度概算要求では「グリーンニューディール事業」は、「基金事業」ではなく「単年度事業」に変更されるため執行方法や災害リスクの高まっている地域への重点配分について考慮されるべき)</p>	

### 重要業績指標

**2-5** 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足

**様相** 南海トラフ地震によって、鉄道や幹線道路の損壊により公共交通機関は全面的に運休するとともに、自動車での帰宅も困難となった。このため、自宅に帰ることの出来ない人が、勤務先や駅、一時避難所及び指定緊急避難場所などに溢れ、水・食料等の供給が不足する事態が発生した。

**現在の取組**

行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害時帰宅困難者支援ステーション」の普及啓発</li> <li>・県・市町村の災害時相互応援協定締結（協定に基づく応援調整：食料・飲料水・生活必需物資の提供）</li> <li>・市町との津波避難ビル協定に基づく物資の保管場所の確保</li> <li>・総合防災訓練・図上訓練の実施</li> </ul>
住環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所における仮設トイレ等の確保体制の促進</li> <li>・旅館、ホテル等の民間宿泊施設団体との協力・連携強化</li> </ul>
保健医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所に備蓄品・資機材の配備</li> </ul>
産業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業と自主防災組織等地域の連携強化の推進</li> </ul>
国土保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急輸送路となる高規格道路の整備促進</li> <li>・広域的な高速道路ネットワークの機能強化</li> <li>・緊急輸送道路等の橋梁耐震化を推進</li> <li>・緊急輸送道路の斜面对策を推進</li> <li>・緊急輸送道路等の無電柱化を推進</li> <li>・「道の駅」の防災拠点化の推進</li> </ul>

**脆弱性の評価結果**

<p>災害時の帰宅困難者に適切な情報や便宜を提供できる「災害時帰宅困難者支援ステーション」の普及啓発や企業と自主防災組織等地域との連携強化の推進など帰宅困難者対策を推進しているところであるが、膨大な数の帰宅困難者の受け入れに必要な一時滞在施設の確保や機能強化を推進し、帰宅困難者の受入体制の確保を図る必要がある。</p>
<p>帰宅困難者を発生させないよう、高規格道路のミッシングリンクの早期解消や機能強化、緊急輸送道路等の耐震化、重要な交通施設を守るための治水・治山、砂防、海岸等対策を推進し、必要な交通を確保する必要がある。また、交通インフラの早期復旧のため、関係機関や関係団体が連携して対応策を検討するとともに、訓練を実施する必要がある。</p>
<p>自動車の民間プローブ情報を活用し、渋滞状況を正確に把握するとともに、停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞を回避する必要がある。</p>
<p>「道の駅」の防災拠点化については、一定の進捗が図られているが、進捗途上にあるため、「道の駅」の防災拠点化をさらに推進する必要がある。</p>
<p></p>

**重要業績指標**

- ・災害時帰宅困難者支援ステーション協定締結事業者数
- ・「道の駅」防災拠点整備数  
0箇所（H25）
- ・緊急輸送道路等の橋梁耐震化率  
78%（H25）

## 様相

南海トラフ地震による揺れ、津波により、東部・沿岸区域にある医療機関の多くが被害を受け、使用不能の事態に至る。被災した有床の医療機関では、被害の少ない医療機関への患者の輸送などが急がれるも、医療従事者の被災状況や基幹道路の復旧の遅れ、輸送手段の不足などにより、搬送できないことに加え、薬や医療器材の不足により、医療の提供自体が危ぶまれる事態が発生する。

## 現在の取組

行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県有施設におけるヘリサインの整備</li> <li>・ 市町村が取り組む「臨時ヘリポート」の整備促進</li> <li>・ 消防防災ヘリコプター等の運行体制の充実強化</li> <li>・ 民間ヘリコプター事業者との連携強化</li> <li>・ 防災訓練の実施</li> </ul>
住環境	
保健医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療救護班の受入れ、効果的な配置調整を行う災害医療コーディネーターの養成</li> <li>・ DMATの養成、災害時情報共有システムを活用した（医療機関被災状況、道路状況など）迅速な被害状況の収集</li> <li>・ 各種講習会・研修会の開催による普及啓発及び人材育成</li> <li>・ 県と「災害時に必要な医薬品等の確保に関する協定書」締結</li> </ul>
産業	
国土保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急輸送路の整備の推進</li> <li>・ 緊急輸送路となる高規格道路の整備促進</li> <li>・ 広域的な高速道路ネットワークの機能強化</li> <li>・ 緊急輸送道路等の橋梁耐震化を推進</li> <li>・ 緊急輸送道路の斜面对策を推進</li> </ul>

## 脆弱性の評価結果

<p>発災時に、救出救助や物資の輸送を円滑に実施するため、消防防災ヘリコプター「うずしお」や警察ヘリコプター「しらすぎ」の装備、設備等の充実を図り、運行体制の強化を図る必要がある。</p>	<p>・DMATの育成数（災害派遣医療チーム） 21チーム（H25）</p> <p>・DPAT（災害医療精神医療チーム）の育成数 0チーム（H25）</p>
<p>DMATが活動する超急性期から急性期から、慢性期に移行するフェーズにおける医療体制を確保し、医療機能等の麻痺を防止するため、圏域毎に医療・保健・福祉分野の「災害時コーディネーター」を配置・連携することにより、発災後、刻々と変化する被災者や避難所、医療救護等の状況を的確に把握し、本県及び他県からの人材及び資材の配置を適正かつ迅速に行う必要がある。</p>	
<p>災害時における医療・救護に必要な医薬品を確保するため、被害想定等から必要な品目・数量等を精査し備蓄を行うとともに、関係業界等との協定締結等によりその供給確保の体制を構築しておく必要がある。さらに、交通網等が寸断された状況を想定し、災害拠点病院や救護所への医薬品の迅速な搬送体制についても検討を進めておく必要がある。</p>	
<p>災害対策マニュアルやBCP（事業継続計画）の整備について、状況変化に応じて適宜見直しを行うとともに、災害訓練や救急勉強会等を継続して実施することにより、災害医療提供体制の一層の充実・強化を図る必要がある。</p>	
<p>災害拠点病院においては、災害発生時に迅速かつ円滑な医療及び被災地支援を実施できるよう、DMATの更なる充実・強化を図る必要がある。</p>	
<p>災害派遣医療チーム(DMAT)等の支援ルートを確保するため、高規格道路のミッシングリンクの早期解消や機能強化、緊急輸送道路等の耐震化、重要な交通施設を守るための治水・治山、砂防、地すべり、海岸等対策、港湾施設の耐震・耐波性能強化の着実な推進と支援物資物流を確保する必要がある。</p>	

## 重要業績指標

## 2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

### 様相

寒さの厳しい時期に、南海トラフ地震が発生。地震・津波により下水道及び上水道施設が損壊し、汚水の処理ができなくなったことなどから不衛生な状況となった。また、医療従事者や医薬品の不足により十分な治療が受けられない状態が続いた。さらに、避難所も寒さが厳しい上に、大勢の避難者が生活していることから、インフルエンザや感染性胃腸炎などの感染症が大規模発生し、免疫力が低下している高齢者や幼児が重傷化した。

### 現在の取組

行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合防災訓練・図上訓練等の訓練実施</li> </ul>
住環境	
保健医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時の避難所において、高い専門性を活かして感染予防対策に特化した助言・指導を行う「とくしま災害感染症専門チーム」の設置</li> <li>衛生・防疫体制の充実・強化</li> <li>災害時の浄化槽被害に対応したマニュアルに基づく支援</li> <li>災害時の浄化槽被害への対応</li> <li>救命救急研修及び訓練の充実</li> </ul>
産業	
国土保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>下水道施設の耐震化の推進</li> <li>下水道BCP策定の促進</li> </ul>

### 脆弱性の評価結果

<p>避難所等における感染症の発生・まん延を防ぐため、災害時の避難所において、高い専門性を活かして初期段階から衛生状況等を把握し、助言・指導を行う「とくしま災害感染症専門チーム」の設置し感染予防対策支援を行うこととしているが、平時から予防接種の促進や衛生・防疫体制の強化に努める必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>予防接種法に基づく予防接種麻しん・風しん摂取率 97.6%(H24末)</li> </ul>
<p>下水管の破損等による衛生面の悪化を防止するため、下水管渠における耐震化を進めるとともに、下水処理場における津波対策を推進する必要がある。また、下水道BCPの策定率は約2割であり、関係市町村と連携してBCP策定を促進していく必要がある。</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>下水道BCP策定率 20%(H25)</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>重要な管渠の地震対策実施率 62%(H25末)</li> </ul>

### 重要業績指標

### 3-1 被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化

#### 様相

南海トラフ地震が発生後、被災者は、ライフラインの途絶、食糧や水の不足もあり、自宅を離れ、指定避難場所などへ避難したことから、被災地域は無人となった。また、警察も地震や津波で死傷者が発生し、かつ、車両や資機材にも被害が出た上、被災しなかった警察官も人命の救出に優先的にあたったことから、被災地域のパトロールが手薄になり、治安が悪化した。

#### 現在の取組

行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 信号機電源付加装置の整備</li> <li>・ 被留置者の逃走防止計画等の整備</li> <li>・ 業務継続計画（BCP）の策定</li> <li>・ 警察署の拠点施設としての機能強化（代替施設の整備を含む）</li> <li>・ 大規模災害時緊急支援員制度の運用</li> <li>・ 震災関連備品の整備及び地方警察官の増員等、警察体制の確立</li> </ul>
住環境	
保健医療	
産業	
国土保全	

#### 脆弱性の評価結果

<p>安全な留置施設への護送体制の構築を図るとともに、関係機関との相互連絡体制の確保を図る必要がある。</p>
<p>公共の安全と秩序の維持を図るため、治安の確保に必要な体制、装備資機材の充実強化を図るとともに、警察として業務を円滑に継続するための対応方針及び執行体制等を速やかに定める必要がある。</p>
<p> </p>
<p> </p>
<p> </p>
<p> </p>

#### 重要業績指標

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 信号機電源付加装置の整備台数</li> </ul> <p>92台（H25末）</p>
<p> </p>
<p> </p>
<p> </p>
<p> </p>
<p> </p>

### 3-2 信号機の全面停止等による重大事故の多発

#### 様相

南海トラフ地震により、県下全域が大きな揺れに見舞われた。その直後、大規模な停電が発生し、非常用電源装置が整備された信号機以外の信号機は全て滅灯した。このため、無秩序に走行する車や津波から避難しようとする車が多重衝突事故や人身事故を起こすなど、重大事故が多発した。

#### 現在の取組

行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・信号機電源付加装置の整備</li> <li>・交通管制システムの高度化更新</li> <li>・交通対策マニュアルによる訓練の実施</li> </ul>
住環境	
保健医療	
産業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関との協定締結</li> <li>・防災訓練の実施</li> </ul>
国土保全	

#### 脆弱性の評価結果

警察が収集する交通情報を補完する民間プローブ情報を活用するための交通管制システムの高度化を図ることにより、渋滞状況を正確に把握し、交通渋滞を回避する必要がある。

停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞を回避するため、信号機電源付加装置の整備の推進、関係機関との合同訓練の実施が必要である。

#### 重要業績指標

・信号機電源付加装置の整備台数  
92台(H25末)



### 3-3 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の機能不全

#### 様相

南海トラフ地震による強い揺れと津波により、県職員をはじめ市町村職員に多くの死傷者が出る。このため、多くの職員が出勤出来ない事態が発生し、出勤可能な職員においても、道路状況や余震による津波の再来襲の危険、地盤沈下の影響で水が退かず、施設に近づくことが出来ない状況に陥る。また、庁舎や学校をはじめとする行政関係の庁舎の一部は建物及び設備が使用不能となったことから、行政機能が機能不全となった。

#### 現在の取組

行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災拠点等となる公共施設の耐震化・機能強化の推進</li> <li>情報通信体制の強化・バックアップ体制の整備等による業務継続体制の確保</li> <li>行政機関のBCP（業務継続計画）の策定・災害応急対策体制整備の推進</li> <li>災害対策本部の初動体制の充実強化</li> </ul>
住環境	
保健医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害拠点病院の耐震化の促進</li> <li>県立海部病院の高台移転・国道55号牟岐バイパス・避難広場等の整備による県南地域の防災拠点づくりの推進</li> <li>災害対応職員のメンタルヘルス対策の推進</li> </ul>
産業	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模自然災害に際しての四国内商工会議所における広域連携支援に関する基本協定の締結</li> <li>鳥取県中小企業団体中央会と徳島県中小企業団体中央会との連携事業</li> </ul>
国土保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急輸送路の整備の推進</li> <li>緊急輸送路となる高規格道路の整備促進</li> <li>広域的な高速道路ネットワークの機能強化</li> <li>緊急輸送道路等の橋梁耐震化を推進</li> <li>緊急輸送道路の斜面对策を推進</li> <li>緊急輸送道路等の無電柱化を推進</li> <li>耐震強化岸壁（港湾）の整備を推進</li> </ul>

#### 脆弱性の評価結果

<p>関係機関において、庁舎の耐震化等、電力の確保、情報・通信システムの確保、代替不能機器等の保全、物資の備蓄、代替庁舎の確保等を推進する必要がある。</p>
<p>電力供給遮断などの非常時に、避難住民の受け入れを行う避難場所や防災拠点等（公共施設等）において、自立型太陽光発電所からPHV・EVを用い、避難住民の生活等に必要不可欠な電力を確保する必要がある。</p>
<p>県本庁舎の被災によりシステム基盤に障害が発生し、業務継続が困難になることを防止するため、システム基盤を県本庁舎とデータセンターの両方に設置し、双方の基盤を同時に運用することで耐災害性を強化する必要がある。</p>
<p>市町村役場が被災しても、被災者支援をはじめ速やかに各種の自治体業務が再開できるよう、自治体の業務システムのクラウド化や発災直前の各種住民データを県外に保管するなど、住民データの遺失を防ぐとともに、自治体機能の早期復旧を図るための対策を講じる必要がある。</p>
<p>行政機関のBCP（業務継続計画）の策定や災害対策本部の初動体制の充実・強化など機能不全に陥らない体制を整備しているところであるが、継続的な見直しや訓練が必要である。</p>
<p>避難所等への太陽光パネル等の設置については、国のグリーンニューディール基金を財源に、積極的に事業推進を図っているところであり、引き続き、当該制度を有効に活用して整備を促進する必要がある。（環境省の平成27年度概算要求では「グリーンニューディール事業」は、「基金事業」ではなく「単年度事業」に変更されるため執行方法や災害リスクの高まっている地域への重点配分について考慮されるべき）（再掲）</p>
<p>官庁施設そのものの被災だけでなく、周辺インフラの被災やエネルギー供給の途絶によっても機能不全が発生する可能性があるため、緊急輸送道路等の橋梁の耐震化、斜面对策等や港湾施設の耐震・耐津波性能の強化を着実に推進する必要がある。</p>

#### 重要業績指標

<ul style="list-style-type: none"> <li>防災拠点となる施設の耐震化率 86.2(H25末)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村公共施設の耐震化率 77.9%(H24末)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村BCP策定数</li> <li>緊急輸送道路等の橋梁耐震化率 78%(H25)</li> <li>緊急輸送道路等の斜面对策の整備済箇所数 138箇所(H25)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>耐震強化岸壁（港湾）の供用バース数 4バース(H25)</li> </ul>

## 4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

**様相** 南海トラフ地震や中央活断層帯を震源とする地震により、四国内の各発電所や送電設備、変電所が大きな被害を受け、長期停止に陥る。また、石油等の燃料についても、基幹道路等や港湾施設の被害により輸送ができない。このため、携帯電話をはじめ、あらゆる情報通信が長期間麻痺し、県民生活や経済活動に大きな影響が出る。

### 現在の取組

<b>行政</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>電力供給手段の多様化・機能強化の推進</li> <li>情報通信機器の整備・機能強化による通信機能の維持</li> <li>市町村役場が被災しても速やかに住民サービスを再開できるよう、住民データを県外等に保管するなど対策を講じている</li> <li>徳島県危機管理総合調整会議によるライフライン事業者との連携の促進</li> </ul>
<b>住環境</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所となる公共施設等の機能強化の推進</li> </ul>
<b>保健医療</b>	
<b>産業</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>設備・回線のバックアップによる信頼性向上対策</li> <li>設備自体の強化、建物および鉄塔の耐震補強</li> <li>重要通信の確保対策</li> <li>震災時の代替え報道拠点の整備</li> <li>発生初動時の対応訓練及び関係機関との連携訓練</li> </ul>
<b>国土保全</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>海岸堤防・河川堤防等の整備を推進</li> <li>水門、樋門等の機能強化・操作性の向上等による減災対策の推進</li> <li>港湾海岸における海岸保全施設の戦略的な維持管理の推進</li> </ul>

### 脆弱性の評価結果

<p>通信事業者等の回線が停止した場合にも被災状況の確認や復旧活動等に支障を及ぼさないよう、衛星携帯電話の配備等による代替性の確保を図る必要がある。</p>
<p>総合情報通信ネットワークのデジタル化や多重化を進め、災害時における関係機関間の通信を確保する必要がある。</p>
<p>民間通信事業者の回線が停止した場合にも災害救助活動ができるよう警察、自衛隊、海保等の情報通信システム基盤について、その耐災害性の向上等を図る必要がある。</p>
<p>引き続き「徳島県危機管理総合調整会議」を開催することにより、さらにライフライン事業者との連携強化を進める必要がある。</p>
<p></p>

### 重要業績指標

・総合情報通信ネットワークの整備

## 4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等や郵便事業の長期停止により重要な情報が必要な者に届かない事態

**様相** 南海トラフ地震や中央活断層帯を震源とする地震により、テレビやラジオ局の損壊とともに、長期にわたり、電力供給が停止する事態が発生する。また、津波の影響を受けたところでは、機器が浸水のため使用不能となる。このため、県民に重要な情報が届かない事態が発生する。また、甚大な道路の損壊により、郵便事業も長期に停止される。

### 現在の取組

行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電力供給手段の多様化・機能強化の推進</li> <li>・情報通信機器の整備・機能強化による通信機能の維持</li> </ul>
住環境	
保健医療	
産業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・震災時の代替え報道拠点の整備</li> <li>・発生初動時の対応訓練及び関係機関との連携訓練</li> <li>・事業継続計画（BCP）及び災害対応マニュアルの策定</li> <li>・津波対策のための施設整備</li> </ul>
国土保全	

### 脆弱性の評価結果

<p>災害時に電力供給が停止した場合に備え、非常用電源設備の津波浸水対策や燃料備蓄に努める必要がある。</p>	
<p>BCPや災害対応マニュアルを策定し、関係機関と連携した訓練等により、大規模災害時においても、テレビ・ラジオ放送が中断することがないように対策を講じておく必要がある。</p>	

### 重要業績指標

## 5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下

**様相** 南海トラフ地震や中央構造線活断層を震源とする直下型地震が発生し、製造業等の工場施設が揺れや津波、地盤沈下等による被害を受けたことにより、部品組立等の生産ラインの稼働がストップするとともに、地震や液状化により主要幹線道路が寸断され、部品の調達等ができなくなったことから、県内企業の生産力が大きく低下した。

### 現在の取組

行政	
住環境	
保健医療	
産業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業の事業継続計画（BCP）の策定の促進</li> <li>・BCP図上訓練の実施</li> <li>・BCPトップセミナーの開催</li> </ul>
国土保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急輸送路の整備の推進</li> <li>・緊急輸送路となる高規格道路の整備促進</li> <li>・広域的な高速道路ネットワークの機能強化</li> <li>・緊急輸送道路等の橋梁耐震化を推進</li> <li>・緊急輸送道路の斜面对策を推進</li> <li>・緊急輸送道路等の無電柱化を推進</li> <li>・船舶等による輸送体制の確保</li> <li>・耐震強化岸壁（港湾）の整備を推進</li> </ul>

### 脆弱性の評価結果

<p>企業においては、「情報システム」、「通信手段」の多様化による情報共有、データ・重要文書の保全等を図る必要がある。</p>	<p>重要業績指標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業の事業継続計画（BCP）策定数 47事業所（H25）</li> </ul>
<p>企業BCPの策定は、災害発生時における企業の「被害軽減」と「早期の事業再開」の観点から、重要性が高いものであり、平成26年3月に、新たに全業種を対象とした「企業BCP認定制度」を創設するとともに、徳島大学や経済団体との連携による図上訓練等の実践的な研修や専門家派遣による指導など、企業のBCP策定に向けた支援を行っている。今後とも、県内企業に対するBCP策定や、平時からの取組（BCM）についても支援していくとともに、サプライチェーンの寸断による生産力の低下を招かないようサプライチェーンを構成する企業間のBCP／BCMについても促進する必要がある。</p>	

## 5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

**様相** 南海トラフ地震により、四国内の各発電所の多くが、揺れや津波、地盤沈下、土砂崩れ等により大きな被害を受け、長期停止に陥った。他地域からの送電も、配電線の断裂、変電所の損傷などにより、直ぐに受入体制が整わず、石油等の燃料についても、基幹道路等や港湾施設の被害により、受入及び輸送が出来ないため、社会経済活動が長期に停止した。

### 現在の取組

行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ライフライン事業者との実践的な訓練の実施</li> </ul>
住環境	
保健医療	
産業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自然エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入の促進</li> <li>・ 災害時のガソリン等燃料供給に関する石油商業組合との協定の締結</li> <li>・ 中核SSにおける自家発電機の点検研修の実施</li> <li>・ 中核SS向け災害時対応研修会・報告訓練の実施</li> <li>・ 防災計画、事業継続計画の策定</li> <li>・ 施設の耐震性の向上及び供給停止防止対策の実施</li> </ul>
国土保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 港湾における耐震強化岸壁の整備</li> <li>・ 海岸堤防・河川堤防等の整備を推進</li> <li>・ 水門、樋門等の機能強化・操作性の向上等による減災対策の推進</li> </ul>

### 脆弱性の評価結果

<p>ライフライン事業者との連携については、現在南部総合防災訓練において、実践的な訓練を実施して、その実効性の検証を行っており、その実効性が有効と確認されれば、他の地域でも実施することが必要である。</p>
<p>県と徳島県石油商業組合が協定を締結し、災害時の緊急通行車両や災害拠点病院、避難所等の運営に必要な燃料の供給を行うこととしており、今後も引き続き、石油商業組合と情報交換等、連携を密にし、発災時の燃料供給が円滑に行われるよう取り組んでいく必要がある。</p>
<p>太陽光発電設備の設置は進んできているが、停電時には機能停止する設備がほとんどであり、災害対応力を向上させるためには、停電時に電力を供給できるようにする必要がある。</p>

### 重要業績指標

--

### 5-3 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

**様相** 南海トラフ地震による揺れにより、コンビナートが設置されている埋め立て地が液状化と地盤沈下を起こすことで、タンクが破損し、漏れた石油に引火して、爆発する。化学消火ができる消防車は地震の影響で現場に急行できず、延焼が広がり、火力発電所も焼失する。

#### 現在の取組

行政	
住環境	
保健医療	
産業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・石油コンビナート等総合防災訓練の実施</li> <li>・施設の耐震性の向上及び供給停止防止対策の実施</li> <li>・防災訓練による有事対応能力の向上</li> <li>・早期復旧に向けた教育・訓練の実施及び復旧資機材の確保</li> </ul>
国土保全	

#### 脆弱性の評価結果

<p>自衛隊、警察、消防等防災関係機関と連携し、地震等の災害に即した実践的な実動訓練及び災害対策本部設置(図上訓練)などを実施しているが、さらなる応急対応能力の向上等を図るため、火災、爆発等を起こす可能性のある施設等にも呼びかけて訓練を実施する必要がある。</p>	

#### 重要業績指標



5-5

## 食料等の安定供給の停滞

## 様相

南海トラフ地震発生後、沿岸部には大津波が襲来し、漁村地域に深刻な被害が発生したことから、県産水産物の供給が停止する。また、緊急輸送路やそれを補完する農林道、港湾施設が被災し、県内外からの食料等物資の供給が停滞する。基幹的な農業水利施設が被害を受け、農業用水の供給が滞るとともに塩害により、農業生産ができない事態が発生する。

## 現在の取組

行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食料調達に係る民間事業者等との連携・協力体制の構築</li> <li>・業務継続計画（BCP）の策定</li> <li>・災害対応体制の整備</li> <li>・防災訓練の実施</li> </ul>
住環境	
保健医療	
産業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業版BCPの策定</li> <li>・農林水産業関係団体におけるBCP（事業継続計画）策定の促進</li> <li>・被災農林水産業者の経営再建資金制度の周知</li> <li>・種苗の迅速な供給等、再生産が可能な体制の整備</li> </ul>
国土保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁港や漁港海岸における保全施設の整備の推進</li> <li>・漁港施設の耐震化の推進</li> <li>・生産施設の耐震化等に対する支援</li> <li>・土地改良施設の耐震化の推進</li> </ul>

## 脆弱性の評価結果

<p>巨大地震による津波災害への備えとして、被災農地の速やかな復旧と営農再開に向け、農業版BCPを平成25年6月に策定した。今後、より実効性の高いものとなるよう改訂を行う必要がある。</p>
<p>県内16の農業協同組合のうち、6組合において、BCP策定済（H26年6月時点）であり、残り10農協においても、H26年度中に策定予定である。土地改良区BCPIについては、2土地改良区で策定済である。今後、更なる策定に向け、普及啓発を行う必要がある。漁協版BCPIについては、1漁協において策定済である。今後、これをひな形として、県下の沿海漁協全体に取組みを広げていく必要がある。</p>
<p>経営再建資金制度については、金融機関等との連携のもと、常時、周知が図られているが、災害発生後においては、周知可能な媒体の検討や相談窓口などの設置が必要である。</p>

## 重要業績指標

・食料調達に係る民間事業者等との協定数  
8協定（H26）



## 6-1 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止

**様相** 南海トラフ地震の揺れや津波により、火力発電所や変電所が被害を受け、送電線の寸断、鉄塔の倒壊もあり、電力供給が停止した。また、石油・LPガスのタンクも海岸線にあることから甚大な被害を受け、供給能力を喪失した。

### 現在の取組

行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>自立・分散型エネルギーの導入促進に向けた自然エネルギー発電所の建設及び普及啓発活動</li> <li>ライフライン事業者との連携</li> <li>地震被害想定公表</li> </ul>
住環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所等のライフライン機能の強化の推進</li> <li>家庭への自然エネルギーの導入促進に向けた普及啓発活動</li> </ul>
保健医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所等に太陽光パネルや蓄電池を設置し、停電時でも避難生活等に必要な電力を確保する</li> <li>電気自動車を蓄電池として、災害時に避難所等に移動して、電力を供給する実証事業を実施している</li> </ul>
産業	<ul style="list-style-type: none"> <li>長期工事計画に基づく発電施設の耐震化の推進、計画の隔年見直し</li> <li>自然エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入の促進</li> <li>企業局BCPによる体制等の充実強化、BCPの見直し</li> <li>災害時のガソリン等燃料供給に関する石油商業組合との協定の締結</li> </ul>
国土保全	

### 脆弱性の評価結果

<p>ライフライン事業者との連携については、現在南部総合防災訓練において、実践的な訓練を実施して、その実効性の検証を行っており、その実効性が有効と確認されれば、他の地域でも実施することが必要である。(再掲)</p>
<p>避難所等への太陽光パネル等の設置については、国のグリーンニューディール基金を財源に、積極的に事業推進を図っているところであり、引き続き、当該制度を有効に活用して整備を促進する必要がある。(同基金の積み増しや災害リスクの高まっている地域への重点配分が必要)(再掲)</p>
<p>電気自動車を「走る蓄電池」として、災害時の電力供給に活用する実証事業を県事業として実施しているが、この取り組みを普及させ、災害対応力を向上させるためには、国の支援策(単なる普及補助金を除く。)が不可欠である。</p>
<p>エネルギー供給源の多様化を図るため、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する必要がある。</p>
<p>太陽光発電設備の設置は進んできているが、停電時には機能停止する設備がほとんどであり、災害対応力を向上させるためには、停電時に電力を供給できるようにする必要がある。(再掲)</p>
<p>発電施設の災害対応力強化及び復旧迅速化を図る必要がある。</p>
<p>地震被害想定公表については、平成25年7月31日、被害想定(第一次)とあわせ、県内の詳細な地盤データを反映した「液状化危険度分布図」を作成・公表したが、県HPやパンフレット等による啓発に努める必要がある。</p>

### 重要業績指標

・発電施設の耐震化率  
67%(H25末)

## 6-2 上水道、農・工業用水等の長期にわたる供給停止

**様相** 南海トラフ地震による強い揺れや液状化により、県下の至る所で上水道、農・工業用水道の配管が破断し、沿岸部では、さらに津波の来襲により、被害が拡大する。また、上水道の取水施設は損壊するとともに、津波による浸水被害を受けて、機能停止する。このため、上水道、農・工業用水等が長期にわたり供給停止となり、県民の生活や農工業に大きなダメージを与える。

### 現在の取組

行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震被害想定公表</li> <li>県・市町村の災害時相互応援協定締結（協定に基づく応援調整：食料・飲料水・生活必需物資の提供）</li> <li>災害援助協定による水道事業者間の相互協力体制の促進</li> <li>応急給水等実践的な訓練の実施</li> </ul>
住環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所となる公共施設等のライフライン機能の強化の推進</li> <li>水道施設の耐震化の促進</li> <li>水道未普及地の整備促進</li> <li>水道応急対策の推進</li> <li>再利用水（中間水）の活用の促進</li> </ul>
保健医療	
産業	<ul style="list-style-type: none"> <li>長期工事計画に基づく工業用水道施設（水管橋等）の地震・津波対策の推進、計画の隔年見直し</li> <li>工業用水道管路の優先度評価と管路更新の実施</li> <li>給水ルートループ化と緊急給水設備の整備</li> <li>鳥取県や四国4県との工業用水道被災時の相互応援体制の構築</li> <li>企業局BCPによる体制等の充実強化、BCPの見直し</li> </ul>
国土保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>県営事業で整備した水利施設の機能診断</li> <li>国営総合農地防災事業による基幹用水路の整備</li> <li>水インフラ（利水ダム）の老朽化対策を推進</li> <li>「液状化危険度分布図」の公表</li> <li>「液状化」に関する啓発の推進</li> </ul>

### 脆弱性の評価結果

水道施設の耐震化や水道未普及地の整備については、人口減少や核家族化に伴う都市の空洞化により非効率で、高コスト構造となり、また、老朽化した水道施設の更新問題等で進捗が図られていない状況である。さらに、補助の採択基準が厳しい状況である。このため、国へ補助採択基準の緩和を提言するとともに、効率的・効果的な整備方法を検討する必要がある。
再利用水（中間水）の活用の促進については、「とくしまー0（ゼロ）作戦」出前防災講座やその他の防災講座やイベント等を活用して、さらにその有効性の啓発に努める必要がある。
工業用水道施設については、水管橋の地震・津波対策に取り組むとともに、管路は、優先度評価に基づく耐震化・老朽化対策に努める必要がある。また、大規模災害時に速やかに復旧するため、BCPの充実・強化を図るとともに、緊急給水設備の整備、広域的な応援体制の構築や復旧資材の備蓄等バックアップ対策に取り組む必要がある。
農林水産業に係る生産基盤等については、災害対応力強化に向けたハード対策の適切な推進を図っていく必要がある。
大規模災害時においても、利水施設としての機能が保持され、効用が発揮されるよう、予防的対策を推進する必要がある。
地震被害想定公表については、平成25年7月31日、被害想定（第一次）とあわせ、県内の詳細な地盤データを反映した「液状化危険度分布図」を作成・公表したが、県HPやパンフレット等による啓発に努める必要がある。（再掲）

### 重要業績指標

- 県営事業で整備した水利施設の機能診断地区数  
40カ所（H25末）
- 国営総合農地防災事業による基幹用水路の整備延長  
66km（H25）
- 工業用水道施設（管路を除く）の耐震化率  
89%（H25末）

## 6-3 汚水処理施設等の長期にわたる機能停止

### 様相

南海トラフ地震の揺れにより、松茂町にある終末処理場は液状化と地盤沈下による大きな被害を受け、さらに津波に襲われて、設備等が浸水することで、長期の機能停止に陥る。また、下水管やマンホールが液状化によって広い範囲で浮き上がり、旧吉野川流域下水道は長期の機能不全に陥る。

### 現在の取組

行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県・市町村の災害時相互応援協定締結（協定に基づく応援調整：ごみ及びし尿の処理のための装備及び施設の提供）</li> <li>・ 地震被害想定公表</li> </ul>
住環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 単独浄化槽から合併浄化槽への転換を促進</li> </ul>
保健医療	
産業	
国土保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下水道施設の耐震化の推進</li> <li>・ 農業集落排水の保全（機能強化）対策等の促進</li> <li>・ 「液状化危険度分布図」の公表</li> <li>・ 「液状化」に関する啓発の推進</li> <li>・ 下水道BCP策定の促進</li> </ul>

### 脆弱性の評価結果

<p>老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進する必要がある。</p>
<p>地震対策上重要な下水管渠における地震対策実施率は約6割であり、引き続き耐震化を進めるとともに、下水処理場における津波対策を推進する必要がある。また、下水道BCPの策定率は約2割であり、関係市町村と連携してBCP策定を促進していく必要がある。</p>
<p>農業集落排水処理施設について、災害対策につながる老朽化対策等を目的とした機能強化事業を促進する必要がある。</p>
<p>地震被害想定公表については、平成25年7月31日、被害想定（第一次）とあわせ、県内の詳細な地盤データを反映した「液状化危険度分布図」を作成・公表したが、県HPやパンフレット等による啓発に努める必要がある。（再掲）</p>
<p>「液状化」については、公表した被害想定をもとに、地域の実情にあった効果的な防災・減災対策を、さらに加速化させる必要がある。（再掲）</p>

### 重要業績指標

- ・ 重要な管渠の地震対策実施率  
62%（H25末）
- ・ 合併処理浄化槽処理人口  
261,340人（H25末）
- ・ 下水道BCP策定率  
20%（H25）
- ・ 農業集落排水の機能強化対策地区数  
8地区（H25）

## 6-4 陸・海・空の交通ネットワークが分断する事態

### 様相

南海トラフ地震による揺れは、広域に震度6弱以上の震度となるため、陸上交通は、関西圏はもちろん山陽圏にも被害を及ぼす。四国に架かる3つの橋や高速道路も甚大な被害を受けて、四国が孤立する。海上交通も、揺れや液状化、津波の来襲により、港湾施設が長期使用不能となり、フェリーの運休や貨物船等の入出港の規制が長期化する。また、空路も同様に、滑走路の使用が出来ない状況が発生する。

### 現在の取組

行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>県、市町村などの災害対応機関の間で災害情報を共有する「災害時情報共有システム」の機能強化・運用</li> <li>各種団体と災害発生時の支援協定締結を推進</li> <li>啓開のための情報共有等の体制整備を推進</li> <li>緊急通行車両確認標章及び事前届出制度の的確な運用</li> </ul>
住環境	
保健医療	
産業	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災企業の災害対策資金制度の周知</li> <li>津波避難マップの作成及び標識の設置等による避難体制の整備</li> <li>地震・津波防災訓練、教育訓練の実施</li> <li>津波、地震対策を考慮した抜本的な施設対策（新幹線整備）</li> </ul>
国土保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急輸送路となる高規格道路の整備促進</li> <li>広域的な高速道路ネットワークの機能強化</li> <li>緊急輸送道路等の橋梁耐震化を推進</li> <li>緊急輸送路を補完する農林道の整備の推進</li> <li>海上からの輸送ルートの検討</li> <li>船舶等による輸送体制の確保</li> <li>港湾BCPの策定を推進</li> </ul>

### 脆弱性の評価結果

<p>災害時情報共有システムを適切に運用することにより、通行可能ルートの把握等を迅速に行うことができることから、防災機関やライフライン事業者等とも情報を共有し、円滑に運用できるよう訓練を定期的実施する必要がある。</p>
<p>「南海フェリー」「オーシャン東九フェリー」「徳島県トラック協会」など、主な公共交通機関等との支援協定を締結してきているところであるが、今後においても状況に応じて各種団体との支援協定の締結を推進し、連携体制を確保する必要がある。</p>
<p>空港機能について、発災後、早期復旧できるよう関係機関が情報共有をできる体制づくりを図る必要がある。</p>
<p>発災後、迅速な輸送経路啓開に向けて、緊急輸送路の確保・事前届出制度の的確な運用を行う必要がある。</p>
<p>東日本大震災で実証されたように、復旧復興は、災害に強い高規格道路を起点として行われており、また、発災後、確実かつ円滑に救援・救助活動を行うため、高規格道路のミッシングリンクの早期解消に向け取り組む必要がある。また、高速道路ネットワークの4車線化や追加ICの設置等による機能強化を図る必要がある。</p>
<p>緊急輸送道路等の交通施設の災害対応力を強化するため、各施設の整備・耐震化を図るとともに、重要な交通施設を守るための治水・治山、砂防、海岸等の対策を推進する必要がある。</p>
<p>海上交通管制の一元管理、航路啓開計画の策定、広域的な物資拠点の選定等の物流施設・ルートの耐災害性を高める取り組みが始まっており、それらの取り組みを推進する必要がある。</p>
<p>緊急輸送路を補完する農林道の整備を推進するとともに、迂回路として活用できる農林道等について、幅員、通行可能荷重等の情報を道路管理者間で共有する必要がある。</p>

### 重要業績指標

- 緊急輸送道路等の橋梁耐震化率  
78% (H25)
- 緊急輸送道路等の斜面对策の整備済箇所数  
138箇所 (H25)
- 耐震強化岸壁(港湾)の供用バース数  
4バース (H25)
- 地域高規格道路阿南安芸自動車道(海部道路)の整備  
計画設計中 (H25)

## 7-1 市街地での大規模火災の発生

### 様相

南海トラフ地震により、市街地の各所で火災が発生する。また、津波により、燃料漏れを起こしながら流される漁船や車、ガスボンベ、破壊されたガソリンスタンドなどに引火して、その火が津波とともに街を襲い、市街地では大規模な火災が発生する。津波が退かない状況の中で、津波避難ビルも襲われ、消火ができないことから、多くの犠牲者が発生する。

### 現在の取組

行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常備消防力の強化</li> <li>・「徳島県警察災害警備計画」の運用等</li> <li>・緊急輸送路の確保、プローブ情報を活用した道路情報提供等</li> <li>・大規模災害時緊急支援員制度の運用</li> <li>・救出救助訓練等の災害警備訓練の推進</li> <li>・火災予防、危険物事故防止対策等の啓発推進</li> </ul>
住環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漏電遮断機の設置</li> <li>・住宅用火災警報器の普及</li> </ul>
保健医療	
産業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・LPガス放出防止装置の設置の促進</li> </ul>
国土保全	

### 脆弱性の評価結果

警察、消防等の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図るとともに、消防団や自主防災組織の充実強化による初期消火力の向上を図る必要がある。
市街地での大規模火災に備え、空中消火の体制整備が必要。
警察が収集する交通情報を補完する民間プローブ情報を活用し、渋滞状況を正確に把握するとともに、停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞を回避するため、関係機関との合同訓練の実施、信号機電源付加装置の整備を推進する必要がある。
常備消防力の強化については、消防組織法により、消防庁が定める基準に基づき、消防職員・消防団員の教育訓練を、計画に沿って行う必要がある。
沿線・沿道の建物倒壊による被害の回避や、避難路確保の観点から、市町村をはじめとした関係機関と連携した取り組みを推進する必要がある。(再掲)
密集市街地における不燃化に取り組む必要がある。
火災予防、通電火災防止、危険物事故防止対策等の啓発を推進するとともに、漏電遮断器や住宅用火災報知器の普及の推進を図る必要がある。
漏電遮断機の設置の促進、住宅用火災警報器の普及等については、引き続き火災予防啓発を通じて、さらに推進する必要がある。
地震や津波によるLPガスの放出による延焼を押さえるため、LPガス放出防止装置等の対策を促進する必要がある。
LPガス放出防止装置の設置の促進については、ガス放出防止装置の設置率100%を目指し、県エルピーガス協会とともに設置の促進を図る必要がある。

### 重要業績指標

- ・漏電遮断機の設置率
- ・LPガス放出防止装置の設置率
- ・老朽危険空き家・空き建築物の除却数  
84戸(累計)(H25)
- ・信号機電源付加装置の整備台数  
92台(H25末)

## 7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生

### 様相

南海トラフ地震による津波は、大小の船舶を飲み込み、転覆、座礁が多発するとともに、破壊された船舶が燃料漏れや引火した状態で臨海部に運ばれていく。また、臨海部では、液状化、地盤沈下で動けなくなったハイブリッド車が津波を被りショートし、海面を流れる燃料に引火して、あらゆる場所で火災が発生する。

### 現在の取組

行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合防災訓練・図上訓練の実施</li> </ul>
住環境	
保健医療	
産業	
国土保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>農地海岸における施設の耐震対策の推進</li> <li>海岸堤防・河川堤防等の整備を推進</li> <li>放置艇等対策の推進</li> <li>漂流物防止対策を推進</li> <li>航路啓開計画の策定を推進</li> <li>港湾における防災訓練の実施</li> <li>港湾海岸における海岸保全施設の戦略的な維持管理の推進</li> </ul>

### 脆弱性の評価結果

<p>総合防災訓練・図上訓練の実施については、自衛隊、警察、消防等防災関係機関と連携し、地震等の災害に即した実践的な実動訓練及び災害対策本部設置(図上訓練)など、応急対処能力の向上等を図るため、引き続き訓練を実施する必要がある。</p>
<p>港湾・河川・漁港それぞれの水域管理者と船舶取締機関が連携して、「放置艇対策推進会議」を設置し、放置艇対策の検討を進めているところであり、今後、漁業関係者とも連携しながら、水域の適正な利用を促進する必要がある。また、沈船の撤去を進める必要がある。</p>
<p>大規模津波によりコンテナ、自動車、船舶等が流出し二次災害を発生する恐れがあるため、漂流物防止対策を推進する必要がある。</p>

### 重要業績指標

・林野海岸施設の点検・機能強化と防潮林の整備箇所数  
4海岸(H25)

## 7-3 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

**様相** 南海トラフ地震の揺れにより、沿線や沿道の建物やブロック塀の倒壊し、人的被害が発生するとともに、避難路となるべき道路が塞がれ、自動車での避難はもちろん、徒歩での避難の支障になり、さらに、車が道路に放置されたことから、交通麻痺が発生する。特に、木造住宅が密集する地域では、道幅も狭い箇所が多いことから、より深刻な事態が発生する。

### 現在の取組

行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・信号機電源付加装置の整備</li> <li>・緊急交通路等の指定及び確保</li> <li>・交通対策マニュアルによる訓練の実施</li> <li>・県民の防災意識啓発のための情報発信活動の推進</li> <li>・救出救助訓練等の災害警備訓練の推進</li> </ul>
住環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木造住宅等の耐震化を促進</li> <li>・建築物の耐震化の促進</li> <li>・公営住宅の耐震化を推進</li> <li>・倒壊の危険性がある空き家の除却を促進</li> </ul>
保健医療	
産業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震・津波防災訓練、教育訓練の実施</li> <li>・津波、地震対策を考慮した抜本的な施設対策（新幹線整備）</li> </ul>
国土保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄道高架事業の推進</li> </ul>

### 脆弱性の評価結果

沿線・沿道の建物倒壊による被害の回避や、避難路確保の観点から、市町村をはじめとした関係機関と連携した取り組みを推進する必要がある。（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木造住宅等の耐震化 72% (H20末)</li> </ul>
大規模地震災害など過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、警察、消防等の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図るとともに、通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を推進する必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間建築物等の耐震化促進（補助制度創設） 10市町村 (H25)</li> </ul>
発災後、迅速な輸送経路啓開に向けて、緊急輸送路の確保・事前届出制度の的確な運用を行う必要がある。（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県営住宅の耐震化推進 92% (H25)</li> </ul>
警察が収集する交通情報を補完する民間プローブ情報を活用し、渋滞状況を正確に把握するとともに、停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞を回避するため、関係機関との合同訓練の実施、信号機電源付加装置の整備を推進する必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老朽危険空き家・空き建築物の除却数 84戸（累計）(H25)</li> <li>・信号機電源付加装置の整備台数 92台 (H25末)</li> </ul>
住宅・建築物等の耐震化率は、支援制度の充実を図ること等により一定の進捗がみられるが、私有財産である建築物の耐震化を行うか否かは、最終的に所有者の自発的意志により決められることから、関係機関との連携の下、個々のニーズに的確に対応したきめ細やかな対応が必要である。（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄道高架事業の推進 調査設計中 (H25)</li> </ul>
県営住宅集約化PFI事業を推進し、耐震化を完了させる必要がある。（再掲）	
踏切が連続する市街地において、地震による踏切遮断機の降下が原因で発生する交通渋滞を回避するために、多数の踏切を除去する鉄道高架事業を推進する必要がある。	

### 重要業績指標

## 7-4 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

### 様相

南海トラフ地震や直下型地震、大型台風により大規模な山腹崩壊が発生し、ダムに大量の土砂や流木が流入することで、洪水調整機能が低下し、下流部において洪水被害が頻発する。また、山腹崩壊により天然ダムが形成され、上流部が湛水するとともに、その後の台風や豪雨により決壊し、一気に流出した土石流は下流の集落を飲み込み、被害が広範囲に拡大する。豪雨等によりため池の貯水位が急激に上昇し、越流により堤体が破壊、また、直下型地震などにより決壊することで下流の人家等は流出する。

### 現在の取組

行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村振興資金の貸付けによる公共施設の耐震化対策等の促進（南海トラフ等巨大地震対策推進資金等）</li> </ul>
住環境	
保健医療	
産業	
国土保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>治山事業、地すべりの推進</li> <li>ため池の点検・診断の実施</li> <li>農業用ため池の整備の推進</li> <li>土地改良施設の耐震化の推進</li> <li>ダム管理施設の改良を推進</li> <li>ため池ハザードマップの作成</li> <li>土砂災害対策の推進</li> </ul>

### 脆弱性の評価結果

<p>老朽ため池の決壊による被害を未然に防止するため、ため池の点検・診断を実施し、補強の必要なため池については、順次整備を行う必要がある。また、ため池の整備には時間を要することから、決壊すると多大な影響を与えるため池については、「ため池ハザードマップ」を作成・公表しソフト対策を実施しているところであるが、作成・公表を促進するとともに、避難訓練を実施する必要がある。（再掲）</p>	<p>重要業績指標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ため池の点検・診断の実施数 点検302池 診断96池 (H25)</li> <li>土砂災害から保全される災害時要援護者関連施設及び避難所の施設数 269施設</li> <li>基礎調査の実施率 33%</li> <li>土砂災害啓発マップの公表 0%</li> <li>ダム管理施設の改良箇所数 1箇所 (H25)</li> </ul>
<p>国と連携し、砂防・治山・地すべり対策・急傾斜地崩壊対策事業等のハード対策を推進し、地震等による土砂災害の発生、被害を最小限に押さえる必要がある。また、あわせて、土砂災害警戒区域等の指定による警戒避難体制の強化や住民への啓発等のソフト対策を組み合わせ実施していく必要がある。</p>	
<p>南海トラフ巨大地震や集中豪雨により深層崩壊や地すべりが発生し、天然ダム等が形成された場合、湛水や天然ダムの決壊による二次災害の発生のおそれがあることから、住民へ迅速に避難情報が出せるよう体制づくりを行う必要がある。</p>	
<p>農林水産業に係る生産基盤等については、災害対応力強化に向けたハード対策の適切な推進を図っていく必要がある。（再掲）</p>	
<p>大規模地震により決壊し下流の人家等に影響をあたえるリスクをなくするよう、ダムの耐震性能照査を早急に完了させるとともに、その結果に基づき、必要に応じて対策を実施する必要がある。 また、大規模災害時においても、洪水調節施設としての機能が保持され、効用が発揮されるよう、予防的対策を推進する必要がある。</p>	



**7-5 有害物質の大規模拡散・流出**

**様相**

大規模な地震の発生による揺れにより、工場や事業場の有害化学物質貯蔵設備等が損壊する。その後発生する津波により、有害化学物質が周辺土壌や河川・沿岸海域に流出し健康被害の発生や土壌・水質汚染等の二次被害が発生する。更に、当該有害化学物質による農水産物の安全性を懸念する風評被害が生じる。

**現在の取組**

行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合防災訓練・図上訓練の実施</li> <li>・ガス等による二次被害防止対策</li> </ul>
住環境	
保健医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毒物劇物適正管理の指導・啓発の実施</li> </ul>
産業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業の化学物質保有状況調査等を実施し、その実態把握に努めるとともに当該企業に対して地震・津波等の発生時においても保有する化学物質が流出しないよう、その防止対策の実施を呼びかけ</li> </ul>
国土保全	

**脆弱性の評価結果**

**重要業績指標**

<p>総合防災訓練・図上訓練の実施については、自衛隊、警察、消防等防災関係機関と連携し、地震等の災害に即した実践的な実動訓練及び災害対策本部設置(図上訓練)など、応急対処能力の向上等を図るため、引き続き訓練を実施する必要がある。(再掲)</p>	
<p>県は、平時から化学物質や毒物・劇物の保有・保管状況等の実態把握に努めるとともに、設備や保管方法の見直しを適切に行うよう指導し、事業者の適正管理により、津波や地震による流出の防止を図る必要がある。また、事故発生を想定したマニュアルの整備を行う必要がある。</p>	
<p>化学物質や毒物・劇物を保有する企業は、その大規模拡散や流出を防止するため、必要な資機材の整備、訓練等を実施する必要がある。</p>	
<p>国においては、高圧ガス等の漏洩を防止するための耐震基準の改定が行われており、高圧ガス事業者は、改定後速やかに対策をとる必要がある。</p>	

## 7-6 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

### 様相

南海トラフ等の地震や台風、局地的集中豪雨等により、大規模な崩壊が発生し、山間部の農地や山林が大きな被害を受け荒廃する。荒廃した森林は、その後の降雨等により表土が流出、浸食が進行し、新たな山腹崩壊を引き起こす。さらに裸地化の進行やクラック(亀裂)が生じている状態を放置すれば、その後の降雨による大崩壊を招き、人命の危機や家屋の崩壊など甚大な被害が発生する。また、農地・農業用施設が被災することで、堂農の継続が困難となり、農地の荒廃が進展、中山間地域においては集落が消滅する危機に瀕する。

### 現在の取組

行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務継続計画（BCP）の策定</li> <li>・災害対策本部の迅速な立ち上げ</li> <li>・防災訓練の実施</li> <li>・緊急通行車輛の事前登録</li> </ul>
住環境	
保健医療	
産業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林災害等の復旧体制整備の推進</li> <li>・森林境界の明確化の推進</li> <li>・関係機関との協定締結による迅速な地震への対応</li> <li>・施設の耐震化を検討</li> </ul>
国土保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・治山事業、地すべりの推進</li> <li>・農地・農業水利施設等の地域資源の保全活動</li> <li>・徳島県豊かな森林を守る条例に基づく森林保全管理の推進</li> <li>・徳島県産材利用促進条例に基づく木材利用の推進</li> <li>・「企業局森づくり支援事業」による水源地域の公有林化・間伐等の支援</li> </ul>

### 脆弱性の評価結果

<p>地域コミュニティによる農地・農業水利施設等の地域資源の保全活動を推進し防災力を強化する必要がある。</p>	
<p>森林の荒廃により森林の国土保全機能(土砂災害防止・洪水緩和)が損なわれ、巨大地震や地球温暖化に伴う集中豪雨により山地災害リスクの高まりが懸念されることから、適切な間伐等の森林整備や治山対策・砂防対策・地すべり防止対策等を推進するとともに、警戒避難体制整備等のソフト対策を組み合わせる必要がある。また、地域コミュニティと連携した森林の整備・保全活動を促進する必要がある。(再掲)</p>	
<p>管理の不十分な森林が拡大し、森林が有する重要な水資源及び県土の保全機能の低下が懸念されることから、平成26年4月に施行した「徳島県豊かな森を守る条例」に基づき、森林の適正な管理・保全を促すとともに、公有林化や間伐等の森林整備を推進し、森林の荒廃を防ぐ必要がある。</p>	
<p>林業・木材産業を活性化させることにより、森林の保全を図る必要があることから、平成25年4月には、「徳島県産材利用促進条例」を施行するとともに、県産材の生産・消費量の倍増を目標とした「次世代林業プロジェクト」を推進しているところであり、今後も災害に強い健全な森林育成のため、県産材の利用を促進する必要がある。</p>	
<p>森林の整備にあたっては、鳥獣害対策を適切に実施した上で、地域に根ざした植生の活用等、自然と共生した多様な森林づくりが図られるよう対応する必要がある。</p>	
	<p>・中山間地域等直接支払制度の集落で地域農業を支える体制づくりに取り組んだ集落数 164集落(H25)</p> <p>・農地や農業用水などを保全するため共同活動の取り組んだ活動組織数 112組織(H25末)</p> <p>・公有林化面積の拡大 1,949ha(H25)</p> <p>・森林経営計画認定面積 15,929ha(H25)</p> <p>・公共部門及び民間部門における県産材使用量 11.7万m<sup>3</sup>(H25)</p>

## 8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により、復旧・復興が大幅に遅れる事態

### 様相

南海トラフ地震が発生し、地震による揺れ・液状化等による家屋倒壊や、津波の発生により災害廃棄物(津波堆積物)が大量に発生し、廃棄物を一時的に保管する仮置場の設置が間に合わず、町中に廃棄物があふれ、道路の通行にも支障が生ずる。また、悪臭や粉じんが発生し、生活環境が著しく悪化する。更に、広域処理の調整が付かず、被災地で処理しなければならない状態となり処理が長期化し、復旧・復興が大幅に遅れる。

### 現在の取組

行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>事前復興計画の策定の促進</li> <li>県・市町村の災害時相互応援協定締結 (協定に基づく応援調整：ごみ及びし尿の処理のための装備及び施設の提供)</li> </ul>
住環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>県及び市町村の「災害廃棄物処理計画」を策定(見直し)し、発災後の迅速な廃棄物処理に備える</li> </ul>
保健医療	
産業	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業継続計画(BCP)の策定及び当計画に基づく訓練の実施(PDCA)</li> <li>災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定を県、市町村、町村会と締結</li> <li>緊急連絡体制を整備し、県、関係市町村、事業者とともに情報伝達図上訓練を実施</li> </ul>
国土保全	

### 脆弱性の評価結果

<p>県内市町村、民間事業者団体、他都道府県等による連携訓練を実施するなど実行性を高めていく必要がある。</p>
<p>事前復興計画の策定の促進については、震災からの復旧及び復興を計画的かつ円滑に推進するため、市町村の事前復興計画の策定を促進する必要がある。</p>
<p>災害廃棄物処理計画は、東日本大震災を教訓に国の策定指針が改定されたことから、県及び市町村が一体となって計画の見直しを図るため、連絡協議会を立ち上げ、県計画については、平成26年度中、市町村計画については、平成26年度に策定の指針となるガイドラインを県で作成し、平成28年度を目標として見直すこととしており、計画どおり策定をする必要がある。</p>
<p>特に、県においては、広域的な災害廃棄物等の処理や市町村から委託を受ける場合があることを念頭に置いて計画を策定する必要がある。</p>
<p>効果的な広域連携体制及び広域処理における災害廃棄物等の輸送手段としてダンプ等の交通路確保に加えて、海上輸送等についても検討する必要がある。</p>
<p>既存の処理施設(焼却施設、破砕機等)だけでは、災害廃棄物等の処理に長期間を要することから、仮設焼却炉の設置等についても検討する必要がある。</p>
<p>市町村においては、県が平成25年11月に公表した南海トラフ巨大地震被害想定(第2次)の災害廃棄物等の発生量にあわせ、ストックヤードの候補地の選定・確保を促進する必要がある。</p>

### 重要業績指標

・「災害廃棄物処理計画」の策定数

**8-2** 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

**様相** 南海トラフ地震・津波により、特に沿岸部の道路啓開等を行うための人材、重機等が壊滅的な打撃を受けた。また、被害が超広域であるため、他県からの支援も困難な状況であり、基幹道路の啓開等を担う人材や重機、資機材等が不足したことにより、復旧・復興が大幅に遅れる。

**現在の取組**

**脆弱性の評価結果**

**重要業績指標**

行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設業BCP認定制度を推進し、策定を支援</li> <li>建設産業における若年者の入職及び就労環境の改善を促進</li> <li>各種団体と災害発生時の支援協定締結を推進</li> <li>啓開のための情報共有等の体制整備を推進</li> <li>交通安全施設に係る強靱化計画等</li> </ul>	各種建設関係団体と災害時支援協定を締結しており、災害時に有効に機能するよう訓練を通じて実行性を高める必要がある。また、建設企業におけるBCP策定についても、建設業BCP認定制度により継続して促進するとともに、認定したBCPをより一層実効性のあるものとするための支援を行う必要がある。	
住環境		道路啓開等にあたっては、国等との情報共有を図り、限られた資源を有効かつ効率的に活用するための体制を構築する必要がある。	
保健医療		建設産業における高齢化、若年入職者の減少により、担い手不足及び技術の伝承・継続が課題となっており、業界と行政とが連携して、担い手確保・育成のための就労環境の改善に取り組む必要がある	
産業		県技術職員OBからなる防災エキスパート、山地防災ヘルパー、砂防ボランティア等の協力を得て、国から派遣されるTEC-FORCEへの協力や市町村への支援ができる体制づくりを検討する必要がある。	
国土保全			

### 8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧、復興が大幅に遅れる事態

**様相** 南海トラフ地震で津波被害に遭った地域は、余震等により津波が再来襲する危険もあることから、被災者は指定緊急避難場所などへ避難していた。また、警察も津波等で被害を受けた上、人命の救出に優先的にあたっていたことから、被災地域のパトロールが手薄となり、被災住宅等における窃盗事件が多発した。これら治安の悪化や長期の避難生活による地域コミュニティの崩壊等により、その後の復興作業が大幅に遅れた。

#### 現在の取組

行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共施設等の耐震化の推進</li> <li>・ 被災者生活再建支援制度の充実にする要望</li> <li>・ 被災者生活再建支援制度に関する研修の実施</li> <li>・ 「学校防災管理マニュアルの運用</li> <li>・ 「徳島県警察災害警備計画」の運用等</li> <li>・ 大規模災害時緊急支援員制度の運用</li> <li>・ 警察の災害情報協力員制度(防災ウオッチャー)の運用</li> </ul>
住環境	
保健医療	
産業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 復興用木材の安定供給の推進</li> </ul>
国土保全	

#### 脆弱性の評価結果

<p>警察本部庁舎や警察署、消防署の耐震化を着実に進め、職員や施設等の被災による機能の大幅な低下を回避する必要がある。また、警察や消防・救急車両が被災後に使用できない事態を招かないよう対策を検討する必要がある。</p>
<p>警察災害派遣隊の訓練練度の向上のための訓練施設を整備する必要がある。また、L1規模の災害発生に備え、同隊の体制の更なる充実強化や装備資機材の新規整備及び更新並びに給油施設の設置を進める必要がある。(再掲)</p>
<p>大規模地震災害など過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、警察、消防等の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図るとともに、通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を推進する必要がある。</p>
<p>自主防災組織について組織率100%を目指し、かつ、組織の災害力向上について支援を行うとともに、消防団の強化や各地域における防災リーダーの育成を図り、さらに訓練を通じて災害に強い地域コミュニティの構築を図る必要がある。</p>
<p>被災後、出来るだけ早く被災者が生活再建できるよう、市町村職員に対する「被災者生活再建支援制度」の研修を行い、能力の向上を図る必要がある。</p>
<p>被災者生活再建支援制度の充実にについては、支給対象の拡大や被害認定方法の簡素化などを国に要望し、制度の充実に働きかける必要がある。</p>

#### 重要業績指標

・ 県警本部及び警察署の耐震化率  
70% (H25末)

## 8-4 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

### 様相

南海トラフ地震によりあらゆる基幹インフラが損壊するが、被災範囲が中部、関西、中国等と広大なことから、復旧資材・重機・技術者等が十分揃わず、基幹インフラの復旧が進まないことから、人流や物流が滞り、復旧・復興が大幅に遅れる。

### 現在の取組

行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村振興資金の貸付けによる公共施設の耐震化対策等の促進（南海トラフ等巨大地震対策推進資金等）</li> </ul>
住環境	
保健医療	
産業	<ul style="list-style-type: none"> <li>各分野の関係機関・団体等における、復興のための検討の促進</li> </ul>
国土保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急輸送路となる高規格道路の整備促進</li> <li>広域的な高速道路ネットワークの機能強化</li> <li>緊急輸送道路等の橋梁耐震化を推進</li> <li>土砂災害対策の推進</li> <li>地籍調査の推進</li> <li>四国新幹線実現に向けた取組を推進</li> <li>港湾における耐震強化岸壁の整備</li> <li>空港施設等の耐震化を推進</li> <li>港湾施設の戦略的な維持管理を推進</li> <li>空港施設等の戦略的な維持管理を推進</li> </ul>

### 脆弱性の評価結果

<p>各分野の関係機関・団体等における復興のための検討の促進については、高台移転などの「まちづくり計画」に係る概略検討を支援対象に追加するなど、事前復興計画策定モデル事業を拡充し、具体的なモデルとなる市町村を支援する必要がある。</p>	<p>・緊急輸送道路等の橋梁耐震化率 78% (H25)</p> <p>・地籍調査進捗率 31.8% (H25末)</p> <p>・地域高規格道路阿南安芸自動車道(海部道路)の整備 計画設計中 (H25)</p>
<p>東日本大震災で実証されたように、復旧復興は、災害に強い高規格道路を起点として行われており、また、発災後、確実かつ円滑に救援・救助活動を行うため、高規格道路のミッシングリンクの早期解消に向け取り組む必要がある。また、高速道路ネットワークの4車線化や追加ICの設置等による機能強化を図る必要がある。(再掲)</p>	
<p>緊急輸送道路等の交通施設の災害対応力を強化するため、各施設の耐震化を図るとともに、重要な交通施設を守るための治水・治山、砂防、海岸等の対策を推進する必要がある。(再掲)</p>	
<p>「山陽新幹線のリダンダンシーの確保」や「多重型国土軸の形成」として、「四国新幹線」の整備を推進する必要がある。</p>	
<p>災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、地籍調査により土地境界を明確にしておく必要がある。地籍調査については、南海トラフ地震の津波浸水区域や集中豪雨などによる土砂災害が懸念される山間部において進捗が図られるよう予算を増額するなど支援を行っているが、平成25年度末で31.8% (全国平均50.5%)にとどまっており、さらに促進を図る必要がある。</p>	
<p>本県の道路、河川、港湾など社会資本の多くは、高度経済成長期に整備され、特に、建設後「50年以上」を経過する橋梁が、今後20年間で「約2割から6割」に増加するなど、多くの施設が急激に高齢期を迎えることから、ライフサイクルコストの最小化や予算の平準化を図るための、公共土木施設の長寿命化対策を推進する必要がある。</p>	

### 重要業績指標

**8-5 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態**

**様相**

南海トラフ地震の揺れにより、県南部から東部にかけての沿岸部では、堤防や護岸、排水機場が被災し、液状化とともに地盤沈下したところへ津波が来襲することで広域が水没、塩害で防潮林が枯損し、広範囲な農地が、ガレキや海水の流入により甚大な被害を受ける。その後も海拔0mとなった地域は、潮の干満によって長期にわたり水没した状態となり、さらに台風に襲われ被害が拡大するなど復旧復興が大幅に遅れる。

**現在の取組**

行政	
住環境	
保健医療	
産業	
国土保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 林野海岸における、施設及び防潮林の整備の推進</li> <li>・ 農地海岸における施設の耐震対策の推進</li> <li>・ 水門等の改修・機能の強化による減災対策の推進</li> <li>・ 海岸堤防・河川堤防等の整備を推進</li> <li>・ 地盤沈下等による長期にわたる浸水への対応</li> <li>・ 港湾海岸における海岸保全施設の戦略的な維持管理の推進</li> </ul>

**脆弱性の評価結果**

<p>地震等に伴う地盤沈下等による長期にわたる浸水対策としては、排水ポンプ車による浸水排除が効果的であることから、排水ポンプ車を保有している国土交通省と連携し、情報伝達訓練及び排水ポンプ車稼働訓練を行い能力の向上に努める必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 林野海岸施設の点検・機能強化と防潮林の整備箇所数 4海岸(H25)</li> </ul>
<p>地震・津波等による浸水への対策を着実に推進するため、海岸堤防・河川堤防の耐震化や防潮林の整備を引き続き推進する必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海岸・河川堤防等の地震・津波対策の推進 8箇所(H25)</li> <li>・ 吉野川の地震津波対策の推進 工事施工中(H25)</li> <li>・ 那賀川の地震津波対策の推進 工事施工中(H25)</li> </ul>

**重要業績指標**